

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン検討会」開催要領

1 趣旨

- (1) 農薬及び化学肥料を一定程度削減して栽培した農産物を対象として、平成 4 年に制定された「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(以下、「特裁ガイドライン」という。)については、平成 15 年の改正において、環境保全型農業の一層の推進の観点から、たい肥等による土づくりを行うとともに、農薬及び化学肥料の双方を 5 割以上低減したもののみを対象とすることとし、その定着を図ってきたところである。
- (2) 一方で、平成 19 年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策」においては、地域でまとまって化学合成農薬(有機農産物 JAS 規格において使用可能なものを除く。)及び化学肥料の使用を地域の慣行からそれぞれ 5 割以上低減する先進的取組等について支援対象とすることとされたところである。
- (3) このような中で、有機農産物 JAS 規格の生産基準と特別栽培農産物の生産基準との整合性の観点、環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報が消費者にわかりやすく提供できるようにする観点等を踏まえ、「特裁ガイドライン」の見直しを検討することを目的として、本検討会を開催する。

2 検討事項

- (1) 化学合成農薬のうち、節減割合の算定の対象となる農薬の考え方の整理
- (2) その他

3 今後のスケジュール

9月	第1回検討会開催
10月～11月	必要に応じて第2回検討会開催
その後	改正原案に関してパブリックコメントを募集
平成19年2月頃	パブリックコメントを踏まえた改正案の検討(検討会開催)

4 運営

- (1) 「特裁ガイドライン検討会」は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 本検討会の座長は、委員の互選により選出する。座長は、本検討会の議事を運営する。また、座長は、本検討会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 本検討会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (4) 本検討会は公開とする。ただし、本検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は本検討会に諮って、非公開とすることができる。なお、議事概要等は原則として公開するものとする。